

2020年版 行政書士受験必携六法 追 録

東京法経学院

法改正情報

2020年版行政書士受験必携六法は、令和元年10月1日を編集基準日として発行しています。それ以後、令和2年4月1日（令和2年度行政書士試験の法令基準日）までに施行された法改正情報を以下に収録しました。

※アンダーライン（ 下線）部分が改正部分です。

2020年版 行政書士 受験必携六法

■民 法

該当条文	改正前	改正後
84頁 148条 1項 4号	<p>第148条（強制執行等による時効の完成猶予及び更新）</p> <p>① 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から6箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。</p> <p>1 強制執行 2 担保権の実行 3 民事執行法（昭和54年法律第4号）第195条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売 4 民事執行法第196条に規定する財産開示手続</p> <p>②（省略）</p>	<p>第148条（強制執行等による時効の完成猶予及び更新）</p> <p>① 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から6箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。</p> <p>1 強制執行 2 担保権の実行 3 民事執行法（昭和54年法律第4号）第195条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売 4 民事執行法第196条に規定する財産開示手続 <u>又は同法第204条に規定する第三者からの情報取得手続</u></p> <p>②（省略）</p> <p>※アンダーライン（<u> </u>下線）部分を追加する。 ・令和2年4月1日施行 （令和元年12月18日政令第189号）</p>
219頁 817条の5	<p>第817条の5（養子となる者の年齢）</p> <p>第817条の2に規定する請求の時に<u>6歳</u>に達している者は、養子となることができない。<u>ただし、その者が8歳未満であって6歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合は、この限りでない。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>第817条の5（養子となる者の年齢）</p> <p>① 第817条の2に規定する請求の時に<u>15歳</u>に達している者は、養子となることができない。<u>特別養子縁組が成立するまでに18歳に達した者についても、同様とする。</u></p> <p>② <u>前項前段の規定は、養子となる者が15歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合において、15歳に達するまでに第817条の2に規定する請求がされなかったことについてやむを得ない事由があるときは、適用しない。</u></p> <p>③ <u>養子となる者が15歳に達している場合においては、特別養子縁組の成立には、その者の同意がなければならない。</u></p> <p>※第1項を改正し、第2項、第3項を追加する。</p>

・令和2年4月1日施行
(令和元年12月18日政令第190号)

■会社法

該当条文	改正前	改正後
489頁 515条	<p>第515条（他の手続の中止等）</p> <p>① 特別清算開始の命令があったときは、破産手続開始の申立て、清算株式会社の財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分若しくは外国租税滞納処分又は財産開示手続（民事執行法（昭和54年法律第4号）第197条第1項の申立てによるものに限る。以下この項において同じ。）の申立ては<u>することができず、破産手続（破産手続開始の決定がされていないものに限る。）、清算株式会社の財産に対して既にされている強制執行、仮差押え及び仮処分の手続並びに外国租税滞納処分並びに財産開示手続は中止する。ただし、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づく強制執行、仮差押え、仮処分又は財産開示手続については、この限りでない。</u></p> <p>②（省略） ③（省略）</p>	<p>第515条（他の手続の中止等）</p> <p>① 特別清算開始の命令があったときは、破産手続開始の申立て、清算株式会社の財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分若しくは外国租税滞納処分又は財産開示手続（民事執行法（昭和54年法律第4号）第197条第1項の申立てによるものに限る。以下この項において同じ。）<u>若しくは第三者からの情報取得手続（同法第205条第1項第1号、第206条第1項又は第207条第1項の申立てによるものに限る。以下この項において同じ。）の申立てはすることができず、破産手続（破産手続開始の決定がされていないものに限る。）、清算株式会社の財産に対して既にされている強制執行、仮差押え及び仮処分の手続並びに外国租税滞納処分並びに財産開示手続及び第三者からの情報取得手続は中止する。ただし、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づく強制執行、仮差押え、仮処分又は財産開示手続若しくは第三者からの情報取得手続については、この限りでない。</u></p> <p>②（省略） ③（省略）</p>

発行

東京法経学院

〒162-0845

東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル1階

Tel 03-6228-1164